

## 環境測定分析士等の資格認定制度に関する細則

一般社団法人 日本環境測定分析協会

### (目的)

第1条 この細則は、環境測定分析士等の資格認定制度に関する規程（2020年4月23日改正、以下「規程」という。）第22条に基づき、本規程の実施に関し必要な事項について定める。

### (環境測定分析士の分野別の測定方法等に関する定義)

第2条 規程第3条に定める「環境測定分析士1級」及び「環境測定分析士2級」に関する分野に関し、それらの測定方法及び測定装置については、別表1に定める。

### (受験料)

第3条 規程第7条第2項に定める環境測定分析士及び環境騒音・振動測定士の定例試験に係る受験料は別表2に定める。

- 2 規程第7条第3項に定める環境測定分析士3級又は環境騒音・振動測定士初級の特例試験に係る受験料は別表3に定める。

### (登録の手続き)

第4条 規程第13条第1項に定める合格者の初期登録の手続きについては、別表4に定める。

- 2 規程第13条第2項に定める登録者の更新登録の手続きについては、別表5に定める。
- 3 規程第13条第3項に定める猶予期間については、更新登録を巡る環境の実態や動向を踏まえて、適切に設定する。
- 4 規程第13条第4項に定める更新登録に資する特例措置については、別表6に定める。
- 5 規程第14条第2項に定める年齢が61歳以上の登録者の更新登録の手続きについては、別表7に定める。

### (手数料)

第5条 前条第1項及び第2項に定める初期登録及び更新登録の手続きの際の手数料については、別表8に定める。

- 2 環境測定分析士等の登録者による登録事項の変更の届出等の際の手数料については、別表8に定める。

### 附 則

- 1 この細則は、2020年4月23日から施行する。ただし、別表5に規定する更新登録の手続きについては、附則2に該当する方に対して1年間の猶予期間を設ける。すなわち、本来では登録証等に記載された登録年の5年後であるところ、6年後とすることとし、登録手続きを行う期間は、その更新年において、登録月・日の3か月前の日付から登録月・日の前日までの期間とする。
- 2 施行日において既に更新登録の期日が到来した方、あるいは2020年度中に期日が到来する方であって、やむを得ない事情により更新登録を行うことができなかつた方、あるいは困難な見通しにある方を対象とする。
- 3 協会においては、更新登録に資するため、更新登録の対象となる方を対象として別表6に示す研修会等の措置を2020年度に実施する。
- 4 別表1及び別表5の付表5Cを一部改正し、2021年9月1日より適用する。

(別表 1)

## 1 級及び 2 級の分野

分野	対象物質 (項目)	測定方法 (前処理含む)	測定装置
第 1 分野 (一般項目)	T-N, NO <sub>3</sub> <sup>-</sup> , NO <sub>2</sub> <sup>-</sup> , NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> T-P, PO <sub>4</sub> <sup>3-</sup> F <sup>-</sup> , Cl <sup>-</sup> , Br <sup>-</sup> , ClO <sub>3</sub> <sup>-</sup> , BrO <sub>3</sub> <sup>-</sup> フェノール類, CN <sup>-</sup> , S COD, BOD, TOC, TOD DO, pH その他 (アスベスト類)	蒸留 抽出 発色 検量線の作成 濃度計算	分光光度計 イオンクロマトグラフ フローインジェクション 分析装置 連続流れ分析装置 電極 (pH, DO) X 線回折装置 顕微鏡
第 2 分野 (金属類)	Cd, Pb, Cu Zn, Fe, Mn Al, Ti, Ni T-Cr, Cr(VI), B Ca, Mg, Na, K As, Se, Sb T-Hg	酸分解 マイクロウェーブ分解 水素化物発生, 還元気化 アルカリ融解 検量線の作成 濃度計算	フレイム原子吸光分析計 フレイムレス原子吸光分析計 ICP 発光分光計 ICP 質量分析計 水素化物発生装置 還元気化原子吸光分析計 分光光度計
第 3 分野 (有機物類)	環境基準農薬 (3 項目) 要監視基準農薬 (13 項目) ゴルフ場農薬 (45 項目) 水道法農薬 (101 項目) 揮発性有機化合物 (VOC) 可塑剤, 環境ホルモン 悪臭物質, 有機リン 絶縁油中 PCB, R-Hg	溶媒抽出 固相抽出 誘導化処理 クリーンアップ GC/LC カラムの選択 検量線の作成 濃度計算	ガスクロマトグラフ 液体クロマトグラフ ガスクロマトグラフ四重 極型質量分析計 液体クロマトグラフ四重 極型質量分析計
第 4 分野 (極微量有機物類)	ダイオキシン類 POPs 条約指定項目 (POPs ・ ・ 残留性有機汚染物質) PFAS	溶媒抽出 固相抽出 クリーンアップ カラムの選択 検量線の作成 濃度計算	ガスクロマトグラフ二重 収束型質量分析計 (高分 解能) 液体クロマトグラフ質量 分析計

(別表 2)

## 定例試験の受験料

区分	受験料	
	一般	学生
1 級	20,000 円	—
2 級	15,000 円	—
上級	15,000 円	—
3 級・初級	7,000 円	4,000 円

(備考)

①受験料は消費税込みの金額である。また、受験料を納付した方が受験しない場合においても受験料を返還しない。

②学生とは、大学院、大学、短期大学、専門学校、高専、高校及び放送大学等（通信教育は全科履修生（学位取得可能なコース）に限る）の学生、生徒をいう。

(別表 3)

## 特例試験の受験料

名称	受験料
特例試験 A	受験料は研修会等の参加料に含まれる。

(備考)

①受験料が含まれる研修会等の参加料は消費税込みの金額である。また、研修会等の参加料を納付した方が受験しない場合においても参加料を返還しない。

②特例試験を実施する場合、環境測定分析士試験・認定委員会に特例試験の実施計画書を提出し、承認を受けるものとする。

(別表 4)

## 初期登録に係る手続き等

対象者	手続き期間	提出する書類等
1 級、2 級及び上級の合格者（合格証の発行を受けた方）	合格証に記載された発行日付から 3 年以内	○環境測定分析士等初期登録申請書 ○合格証（写） ○顔写真（3cm×2.4cm・2 枚） ○氏名、勤務先事業所の名称又は勤務先事業所の住所を非公開とする場合は、その旨を記載した書類

(備考)

①手数料は消費税込みの金額である。

②合格証に記載された発行年月日から 3 年以内に初期登録の手続きを完了しない場合には、当該合格証は無効となる。

(別表 5)

## 更新登録に係る手続き等

対象者	手続き期間	提出する書類等
1級、2級及び上級の登録者（登録証等の発行を受けた方）	更新手続きを行う年は、登録証等に記載された登録年の5年後であり、登録手続きを行う期間は、その更新年において、登録月・日の3か月前の日付から登録月・日の前日までの期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境測定分析士等更新登録申請書</li> <li>○登録証（写）</li> <li>○登録カード（写）</li> <li>○顔写真（3cm×2.4cm・2枚）</li> <li>○登録証等に記載された登録年月日以降、更新手続きを開始するまでの期間に、付表5A～付表5Eに示した更新登録の点数を合計100点以上取得したことを証明する資料（付表5A～付表5Eの備考欄を参照のこと）</li> <li>○氏名、勤務先事業所の名称又は勤務先事業所の住所を非公開とする場合は、その旨を記載した書類</li> </ul>
<p>（備考）</p> <p>①登録証等に記載された登録年月日から5年以上経過すると、当該登録証等は無効となる。</p> <p>②更新登録の点数を合計100点以上獲得した方は、更新登録が認められる。</p> <p>③「手続き期間」の欄に記述する「更新年において、登録月・日の3か月前の日付から登録月・日の前日までの期間」とは、例えば、登録月・日が5月15日の場合は、3か月前の2月15日から登録月・日の前日である5月14日までの期間を意味する。</p> <p>④1級の登録者又は2級の登録者であって、2分野以上の資格の登録者については、それぞれの分野の登録証等に記載された登録年月日以降の5年以内に、分野ごとに所定の点数を取得することが求められ、取得した点数はそれぞれの資格の更新登録に共通に使用することができる。</p> <p>⑤1級の登録者は同時に2級の登録者でもあるが、1級と2級の両方の更新登録を希望する場合には、それぞれの登録証等に記載された登録年月日以降の5年以内に、それぞれ所定の点数を取得する必要がある。この場合、取得した点数は1級及び2級の更新登録に共通に使用することができる。ただし、付表5Aに定めるOJTに係る点数は1級と2級で別々に算出する。</p> <p>⑥2級の登録者が1級試験に合格し初期登録した場合で、引き続き2級登録者として更新登録を希望する場合には、2級登録者として所定の点数を取得する必要がある。あわせて、1級の初期登録時点から1級の登録者としての点数を取得し始めることになる。この場合、1級初期登録後に取得した点数については、1級及び2級の更新登録に共通に使用することができる。ただし、付表5Aに定めるOJTに係る点数は1級と2級で別々に算出する。</p> <p>⑦上級の登録者は、2級の登録者と同様の取り扱いとする。</p>		

(付表 5A)

## 更新登録ための点数（OJT）

事項		2級・上級	1級
OJT	環境測定分析又は環境騒音・振動測定に係る実務経験	10点/年	8点/年
<p>（備考）</p> <p>①常勤の実務経験1年につき所定の点数を付与し、1年未満は0点とする。ただし、更新登録の申請は登録月・日の3か月前から受け付けると定められているが、この場合にあつては、更新登録の申請時から更新期限まで引き続き常勤の実務経験に就くと見込まれることを所属長等により証明された場合には、実務経験とみなす。</p> <p>②所属長等が発行する「実務経験証明書」を添付すること。</p>			

(付表 5B) 更新登録のための点数 (環境測定分析士及び環境騒音・振動測定士)

事項		2 級・上級	1 級
1 級、2 級 又は上級 の受験	1 級試験の 1 次試験を受験して、1 次試験不合格	10 点/回	10 点/回
	1 級試験の 1 次試験に合格し、2 次試験不合格	20 点/回	20 点/回
	1 級試験の 2 次試験合格	30 点/回	30 点/回
	2 級試験又は上級試験を受験して、1 次試験不合格	8 点/回	8 点/回
	2 級試験又は上級試験の 1 次試験に合格し、2 次試験不合格	20 点/回	20 点/回
	2 級試験又は上級試験の 2 次試験合格	30 点/回	30 点/回
(備考)			
①受験者は、受験票のコピーを添付すること。また、合格者にあつては合格証のコピーを添付すること。			
②環境測定分析士 1 級登録者 (この方は、同時に、2 級登録者である。) は、既に登録した分野以外の分野に係る 1 級試験又は 2 級試験、あるいは上級試験を受ける場合に、点数を付与する。			
③環境測定分析士 2 級登録者は、1 級試験又は既に登録した分野以外の分野に係る 2 級試験、あるいは上級試験を受ける場合に、点数を付与する。			
④環境騒音・振動測定士上級登録者は、1 級試験又は 2 級試験を受ける場合に、点数を付与する。			

(付表 5C) 更新登録のための点数 (講習会等)

事項		2 級・上級	1 級
表 彰	日環協の環境測定分析功労者表彰	20 点/回	20 点/回
	地方公共団体等公的な組織からの表彰	15 点/回	15 点/回
	企業の代表者からの表彰	10 点/回	10 点/回
講習会等 への参加	日環協本部又は支部主催 (共催) の講習会等への参加	10 点/回	10 点/回
	日環協が指定する団体が開催する講習会等への参加	10 点/回	10 点/回
	日環協が指定する学術団体が開催する学会等への参加	15 点/回	15 点/回
実技研修	日環協が実施するアスベスト繊維計数技能向上プログラムへの参加 (プログラムへの参加 1 回につき)	15 点/回	15 点/回
講 師	日環協のインストラクターに認定 (4 年に 1 回の更新認定を含む)	10 点/回	10 点/回
	日環協本部又は支部主催 (共催) の講習会等の講師	20 点/回	20 点/回
	日環協が指定する団体が主催する講習会等の講師	20 点/回	20 点/回
	日環協が指定する学術団体が開催する学会等での講師	25 点/回	25 点/回
企業内研修への参加・講師	所属する企業において実施される企業内研修 (研修プログラムが明示されており、それに基づいて実施され成果が明確なもの) の受講	10 点/回	10 点/回
	企業内研修における講師	10 点/回	10 点/回
技術論文等の口頭発表	日環協本部又は支部主催 (共催) の論文発表会等での論文口頭発表	20 点/回	20 点/回
	日環協が指定する団体が開催する論文発表会等での論文口頭発表	20 点/回	20 点/回
	日環協が指定する学術団体が開催する学会等での論文口頭発表	25 点/回	25 点/回
技術論文	日環協の会誌への論文発表 (「技術報文」、「技術資料」、	20 点/回	20 点/回

等の誌面 発表	「技術メモ」に限り、共著可)		
	日環協が指定する団体が発行し公表している会誌又はその他の出版社が発行する公表雑誌への論文発表(論文の形態は問わなく、共著可)	20点/回	20点/回
	日環協が指定する学術団体が出版する学会誌への論文発表(論文の形態は問わなく、共著可)	25点/回	25点/回
書籍の執筆	日環協又は日環協以外のものが出版する書籍(単行本に限る)を執筆(1書籍当たりで、共著可)	30点/冊	30点/冊

(備考)

- ①「表彰」については、表彰状のコピーを添付すること。「講習会等への参加」については、参加証等のコピーを添付すること。「講師」及び「技術論文の口頭発表」については、開催日時・場所等が明記された開催プログラム及び講演・口頭発表の要旨等のコピーを添付すること。「技術論文等の誌面発表」については、発行団体・発行年月日が明記された雑誌の表紙(又は目次等)及び技術論文のコピーを添付すること。「書籍の執筆」については、発行団体・発行年月日・執筆者であることが明記された書籍の表紙(又は目次等)及び執筆した部分のコピー(大部になる場合は、執筆部分の冒頭部分のみでも可)を添付すること。
- ②「講師」とは、講演の講師のほかに、パネルディスカッションのコーディネーターやパネラー等も含む。
- ③日環協本部が主催する講習会等は次に示すもののほか、日環協本部が参加証を発行する講習会等とする。なお、日環協本部は、これらの講習会等について、参加証を発行し、参加者名簿を6年間保存する。  
技術士(環境部門)第二次試験受験講習会、環境計量士受験準備講習会、環境計量士受験直前講習会、計量管理講習会(濃度)、計量管理講習会(騒音・振動)分析実務研修会、日環協環境セミナー全国大会、日環協経営セミナー全国大会、JASIS日環協セミナー、極微量物質研究会(UTA研)セミナー、放射能測定分析技術研究会(RADI研)セミナー
- ④日環協支部が主催又は共催する講習会等は次に示すもののほか、日環協支部が参加証を発行する講習会等とする。なお、日環協支部は、これらの講習会等について、参加証を発行し、参加者名簿を6年間保存する。

北海道支部	新任者教育講座、中堅技術者教育講座、環境分析に関する研修会、環境測定技術研究会発表会
東北支部	支部講演会、技術者基礎教育、技術研修会
関東支部	関東支部環境セミナー、新任者教育講座
中部支部	環境月間講演会、新任者研修会、中堅実務者研修会、初級統計研修会、環境計量士等研修会、SOP研修会、精度管理技術者研修会
関西支部	新任者教育、技術者基礎教育、環境測定データの統計的処理教育、環境問題特別講演会、環境技術セミナー、環境セミナー
中国・四国支部	支部講演会、新任者教育講座、技術者基礎教育講座、支部研究発表会、支部・県単(都道府県単位で組織された環境測定分析事業者の団体)共催講演会・研修会
九州支部	支部講演会、新任者教育講座、技術者基礎教育講座、技術研究発表会

- ⑤日環協が指定する団体は次のとおりとし、これらの団体が開催する講演会等については、参加証等により参加が証明されるものに限る。また、「日環協が指定する団体が発行し公表している会誌」とは、これらの団体が発行し公表している会誌・広報誌等をいう。  
県単(都道府県単位で組織された環境測定分析事業者の団体)、

経済産業省、環境省、都道府県及び特別区・市町村、

(国研) 産業技術総合研究所、(国研) 国立環境研究所、(独) 製品評価技術基盤機構、  
(公財) 日本適合性認定協会、(一財) 日本規格協会、(一社) 産業環境管理協会、  
(一社) 日本計量振興協会、(一社) 日本環境アセスメント協会、  
(公社) 日本環境技術協会、(公社) 日本作業環境測定協会、  
(一財) 消防試験研究センター、(公社) 日本アイソトープ協会、  
(一財) 日本環境衛生センター、(一社) JATI 協会  
(公財) 日本建築衛生管理教育センター、(公財) 安全衛生技術試験協会  
(一社) 建築物石綿含有建材調査者協会、(一社) 土壌環境センター  
(一社) 建設コンサルタンツ協会、(一社) 全国給水衛生検査協会 (公社) 日本技術士会、  
(NPO) 環境統計統合機構、(NPO) 環境カウンセラー全国連合会、  
(NPO) 環境測定品質管理センター、地方共同法人日本下水道事業団

大学・短期大学・高等専門学校(国立大学法人、公立大学法人又は学校法人で、その運営形態を問わない)

- ⑥日環協が指定する学術団体は次のとおりとし、これらの学術団体が開催する学会については、参加証により参加が証明できるものに限る。また、学会誌とはこれらの学術団体が発行する会誌をいう。なお、残留性有機ハロゲン系汚染物質国際シンポジウム(International Symposium on Halogenated Persistent Organic Pollutants)(ダイオキシン国際会議)は、ここで指定する学会に含むものとする。

(公社) 大気環境学会、(公社) におい・かおり環境協会、(公社) 日本水環境学会、  
(公社) 日本水道協会、(公社) 日本下水道協会、(一社) 底質浄化協会、  
(一社) 日本工業用水協会、(一社) 廃棄物資源循環学会、(公社) 日本化学会、  
(公社) 日本分析化学会、(一社) 日本環境化学会、(公社) 土木学会、  
日本内分泌攪乱化学物質学会(環境ホルモン学会)、(一社) 日本音響学会、  
(公社) 日本騒音制御工学会、(一社) 日本機械学会、(一社) 日本建築学会、  
(一社) 環境放射能とその除染・中間貯蔵および環境再生のための学会(環境放射能除染学会)

- ⑦講習会の「講師」を務めた場合や「技術論文等の口頭発表」を行った場合においては、その点数のみを付与し、「講習会等への参加」に関する点数は付与しない。

- ⑧企業内研修においては①研修プログラム名、②演題、③講師名(所属)、④要旨、④所見等を記述する(A4で1枚程度)。業務に密接に関連する社内会議等は計上しない。

(付表 5D)

更新登録のための点数（国家資格等）

事項		2 級・上級	1 級
国家資格等の取得	環境計量士（濃度関係及び騒音・振動関係）を取得	30点/回	30点/回
	技術士補を取得（部門を問わない）	20点/回	20点/回
	技術士を取得（部門を問わない）	30点/回	30点/回
	第1種作業環境測定士を取得（分野・部門を問わない。1種類ごと）	20点/回	20点/回
	第2種作業環境測定士を取得	15点/回	15点/回
	公害防止管理者（大気第1種、水質第1種、ダイオキシン類、特定粉じん、騒音・振動）を取得（1種類ごと）	20点/回	20点/回
	公害防止管理者（大気第2種・第3種・第4種、水質第2種・第3種・第4種、一般粉じん、公害防止主任管理者）を取得（1種類ごと）	15点/回	15点/回
	土壌汚染調査技術管理者	20点/回	20点/回
	臭気判定士を取得	20点/回	20点/回
	危険物取扱主任者（甲種）を取得	20点/回	20点/回
	危険物取扱主任者（乙種・丙種）を取得	15点/回	15点/回
	毒物劇物取扱者（一般毒物、農薬用品目毒物、特定品目毒物）を取得	15点/回	15点/回
	放射線取扱主任者（第1種）を取得	30点/回	30点/回
	放射線取扱主任者（第2種）を取得	20点/回	20点/回
	（公財）原子力安全技術センターが開催する ECD 安全管理実務研修会を受講して資格取得	10点/回	10点/回
	建築物環境衛生管理技術者を取得	20点/回	20点/回
	衛生管理者（第1種）を取得	20点/回	20点/回
	衛生管理者（第2種）を取得	15点/回	15点/回
	浄化槽管理士を取得	15点/回	15点/回
	アスベスト診断士	15点/回	15点/回
建築物石綿含有建材調査者	15点/回	15点/回	
環境カウンセラー	15点/回	15点/回	
（備考）			
①資格を取得したことを証明する合格証・認定証等のコピーを添付すること。			



(付表 5E)

## 更新登録のための点数（在宅研鑽）

事項		2 級・上級	1 級
在宅研鑽	放送大学の講義 1 科目を受講し、単位認定試験合格(2 単位取得)	30 点/科目	30 点/科目
	日本技術士会が認定する e ラーニング	0.5 × 履修時間 (上限 10 点/年度)	0.5 × 履修時間 (上限 10 点/年度)
	その他更新に値する在宅研鑽として、①技術を通じた NPO やボランティア活動、②環境教育活動	0.5 × 履修時間 (上限 10 点/年度)	0.5 × 履修時間 (上限 10 点/年度)
<p>(備考)</p> <p>①放送大学の講義 1 科目 (15 週間・半年間) の単位認定試験合格証 (写) を添付する。</p> <p>②日本技術士会が認定する e ラーニングを履修した場合は、CPD の内容として必ず①演題、②講師名 (又は製作者)、③要旨、④所見等を 100 文字以上 256 文字以内で記入する。</p>			

(別表 6)

## 更新登録に資する特例措置

事項	内容	2 級・上級	1 級
更新登録のためのセミナー	更新登録者を対象として、特例的に行うセミナーへの参加	25 点/回	25 点/回
環境測定分析士試験・認定委員会が指示した課題への報告書	環境測定分析士試験・認定委員会が指示した課題に関する報告書の作成・提出	25 点/回	25 点/回

(別表 7)

## シニア環境測定分析士等に係る更新登録手続き等

対象者	手続き期間	提出する書類等
1級、2級及び上級の登録者（登録証等の発行を受けた方）であって、シニア環境測定分析士等の称号を有する方	更新手続きを行う年は、登録証等に記載された登録年の5年後であり、登録手続きを行う期間は、その更新年において、登録月・日の3か月前の日付から登録月・日の前日までの期間	○シニア環境測定分析士等更新登録申請書 ○登録証（写） ○登録カード（写） ○顔写真（3cm×2.4cm・2枚） ○環境測定分析士試験・認定委員会が指示した課題に関する報告書 ○勤務先事業所の名称又は勤務先事業所の住所を非公開とする場合はその旨を記載した書類
<p>（備考）</p> <p>①登録証等に記載された登録年月日から5年以上経過すると、当該登録証等は無効となる。</p> <p>②「手続き期間」の欄に記述する「更新年において、登録月・日の3か月前の日付から登録月・日の前日までの期間」とは、例えば、登録月・日が5月15日の場合は、3か月前の2月15日から登録月・日の前日である5月14日までの期間を意味する。</p> <p>③1級の登録者又は2級の登録者であって、2分野以上の資格の登録者は、それぞれの資格について、環境測定分析士試験・認定委員会が指示した課題に関する報告書を作成し、それぞれ所定の手続き期間に更新登録を行う。</p> <p>④1級の登録者は同時に2級の登録者でもあるが、1級と2級の両方の更新登録を希望する場合には、それぞれの資格について、環境測定分析士試験・認定委員会が指示した課題に関する報告書を作成し、それぞれ所定の手続き期間に更新登録をする。</p> <p>⑤2級の登録者が1級試験に合格し初期登録した場合で、引き続き2級登録者として更新登録を希望する場合には、2級登録者として環境測定分析士試験・認定委員会が指示した課題に関する報告書を作成し、あわせて、1級登録者として環境測定分析士試験・認定委員会が指示した課題に関する報告書を作成し、それぞれ所定の手続き期間に更新登録する。</p> <p>⑥上級の登録者は、2級の登録者と同様の取り扱いとする。</p>		

(別表 8)

## 登録及び変更等の届出に係る手数料

対象	手数料の種類	手数料
規程第10条第2項	合格証又は認定証の再発行	1,000円
規程第13条第1項	合格者の初期登録	5,000円
規程第13条第2項	登録者の更新登録	5,000円
規程第17条第3項	登録事項の変更の届出	1,000円
規程第18条第2項	登録証又は登録カードの再発行の届出	1,000円
<p>（備考）</p> <p>①手数料は消費税込みの金額である。</p>		